

農地取得の下限面積の内容を一部変更しました！

農地を売買・贈与したり、貸し借りしたりする場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。その許可要件の一つに許可後の耕作面積が国の基準では50アール以上必要となっています。

しかし、この下限面積が、平成21年12月の改正農地法により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げることができるようになり、平成29年1月17日の第1回農業委員会において、下限面積の見直しを審議した結果、これまでの「特定の区域に限定した設定」の他に、新たに「空き家に付随した農地に限定した農地」の設定を決定しました。

1. 特定の区域に限定した設定

設定区域	設定面積（下限面積）
豊後大野市全域	40 アール

2. 空き家に付随した農地に限定した設定

設定区域	設定面積（下限面積）
空き家に付随した農地 (農業委員会が指定した農地に限る)	1 アール

▶平成29年1月18日から適用します。

適用を受ける農地が付随している空き家は、あらかじめ空き家バンクに登録されており、その農地は事前に1筆ごとに農業委員会の指定を受ける必要があります。

2の設定は、1の設定に優先して適用となります。

※詳しくは、農業委員会にお問い合わせください。

豊後大野市農地賃借料情報

平成27年1月から12月までの1年間に締結された賃借料の水準（10aあたり）は、下表のとおりです。

農地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
田	9,200	20,000	1,000
畑	7,100	16,700	2,000

(注) この表の金額は、あくまで賃借料の水準を示したものであり、実際に契約する際の目安や参考となるものです。

- 賃借料を物納支給（水稻）している場合は、60kg当たり、10,018円（平成26年産ヒノヒカリ1等米価）に換算しています。
- 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- 「市内平均（参考）」の額は、各区分の平均額をデータ数により加重平均した値です。

農地に関する ご相談

ご相談は、地域の農業委員、農業委員会事務局へ！

■本庁/農業委員会事務局 ☎ 22-1001

農政「コラム」

〜農業委員の活動から〜

昨年の秋の取入れは秋晴れに恵まれず天候不順の中で収穫を終えた。たわわに実った田んぼであちら、こちらからコンバインで稲を刈り取る音がこだましてくる。一九七〇年国による減反政策が始まり主食用米の生産数量の目標が決められた。生産調整は生産減を目指し米価を安定させる考えで進められた。

それから約半世紀、現状の農村風景はどうだろうか。限界集落、遊休農地の発生、不在地主の増加、当時農林水産省の机上は魅力的な農業・農村のデザインだったはずだ。とは言え地域の農地をいかにして守って行くかと言う事も重要になってくる。認定農業者や集落営農組織などの「担い手」への農地集積が大事な一歩だろう。それを進めるため、県農地中間管理機構は県集落営農法人会、県農業法人協会と連携協定を締結した。二つの組織の協力には大きな期待をしたい。平成二十九年産米は現行制度で、減反見直し最後の生産目標となる。平成三十年産から生産者の自主的な取り組みに移行することが決まっており、減反政策の大きな転換となる。

(M・S)